

## 第二十二話 「消費者信用団体生命保険」

(株) 三商 内藤 雄

自殺する人が増え続けています。悩んだ末に死を選んだ本人も、突然残された家族も辛い思いでしょう。実は、消費者金融業者も困っています。遺族は借金のことを知らないことが多いので、その遺族から回収するのは、大変な作業なのです。しかも、遺族が相続放棄したり、遺族が見つからなければ回収できません。自殺者の増加は、業者にとって悩ましい問題になってきました。

もし自殺した人が生命保険に加入していて、その保険金を業者が受け取ることができれば確実に回収できます。そこで、保険証券を質にとって貸す方法がありますが、原則として禁止されています。ところが、確実に回収する方法が登場しました。それが「消費者信用団体生命保険」です。大手消費者金融では、顧客にお金を貸すと同時にこの保険に加入させます。顧客が被保険者です。契約者は消費者金融で、保険料は消費者金融が負担してくれます（実際は、顧客が利息の中から払っているのですが）。受取人は消費者金融です。顧客が借金を残して死亡すれば、消費者金融が保険会社から直接保険金を受け取る制度です。

住宅ローンについては、以前から同様の保険がありました。「団体信用生命保険（団信）」です。住宅ローンは、通常3,000万円前後の高額な借入になります。万が一、働き盛りの大黒柱が突然亡くなったら、ローンの支払に困り、マイホームを手放さざるを得なくなります。そんな時、団信に加入していれば保険金で返済し、マイホームを守ることができます。加入者は自分の意志で契約します。住宅ローン利用者にとっては、絶対必要なありがたい保険です。

では、「消費者信用団体生命保険」は、いったい誰のための保険でしょう。とうとう、借金を抱えて自殺した人の遺族が大手消費者金融を訴えました。「消費者金融を受取人とする保険に加入させられ、死後に消費者金融から保険金を受け取るために必要な死体検案書などの提出を求められ精神的苦痛を受けた」という理由です。業者側は、「同意書に署名し、オペレーターにも質問できるので同意は得ている」と説明しています。しかし、現実の貸付の多くは無人契約機で行われ、保険についての詳しい説明はありません。しかも、金銭消費貸借契約書には、保険のことは後のほうに小さな文字で書かれているだけです。インターネットのホームページ画面にも、さりげなく記されているだけです。ですから、ほとんどの人がこの保険のことを知りません。業者側は、「遺族の負担を無くすための制度だ」とも説明しています。しかし、貸した本人以外の遺族からも回収しようとする前提の考え方自体がおかしいのです。

かつて、商工ローン業者が「返せないなら目ン玉売れ、腎臓売れ！」と脅し社会問題となり、国会でも取り上げられました。しかし、この保険は命を担保

にしています。「返せないなら死んで返せ！」になりかねないのです。しかも、通常の生命保険は3年以内に自殺しても遺族に保険金はありません。ところが、この保険は加入して1年経てば自殺しても業者に保険金がおりののです。債務者は、巧妙にそして厳しく追いつめられていきます。大手保険会社が協力しなければできない保険です。消費者金融だけでなく、保険会社の姿勢も厳しく問われるべきです。

以上

(2006. 4. 5 「国分寺マイタウン情報」)